

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和7年度四国の新幹線機運醸成イベント開催業務

## 2 目的

四国への新幹線導入に向け、県民の更なる理解促進・機運醸成に努める必要があることから、その効果や必要性を、幅広い層にわかりやすく訴求することを目的として、四国の新幹線機運醸成イベント（以下「イベント」という。）を開催する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) イベントの概要

次の内容によるイベントを開催すること。

#### ア 開催時期

令和8年2月28日（土） 10時～15時予定

※詳細な開催時間は、委託者と調整の上、決定すること。

#### イ 対象者

子どもを中心とした、幅広い層の香川県内在住者を対象とすること。

#### ウ 会場

イオンモール綾川（香川県綾歌郡綾川町萱原822-1） 1F グリーンコート

※委託者が別途借り上げ（借り上げ料含む）

### (2) イベント内容の企画

#### ア 主な催し

子どもを中心とした、幅広い年齢層の方が楽しむことができ、集客が見込める参加型企画など、業務の目的達成に資するイベント内容を企画すること。

なお、常時集客できる企画と、瞬間的に集客できる企画の両方があることが望ましい。

※数種類のノベルティグッズ（キーホルダーやメモ帳など）各10～20個程度であれば、委託者から景品として提供可能。

また、具体的な内容は、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

#### イ その他の催し

- ・ 委託者が別途用意する「四国の新幹線PR動画」（6つのMP4データ、各5分程度）を用いて、イベント参加者へ四国の新幹線導入の効果等について訴求する機会を作ること。
- ・ 四国の新幹線応援キャラクター「つなぐん」の着ぐるみの効果的な活用を想定すること。  
※着ぐるみは委託者が準備
- ・ 着ぐるみスタッフ2名（着用とアテンドを交互に行うことを想定）を手配すること。  
※着ぐるみはエアータ입で、着用者の身長設定は概ね170cm以上180cm未満
- ・ 委託者が別途用意するパンフレット（A4サイズ最大5種、210×210mmサイズ1種、各300部程度）のイベント参加者への効果的な配布を想定すること。

### (3) イベントの総合調整・準備・運営等に関する業務

#### ア 総合調整

- ・ 総合調整役として、「全体統括責任者」を配置し、イベント全体の構成演出に関する内容の検討及び調整を行うこと。
- ・ 不測の事態に対しては、委託者と協議しながら、速やかに対応できる体制をとること。

#### イ 開催準備

準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・出演者等との連絡調整、イベント前日の準備（15時からを想定）、その他下記の例に掲げる業務等、実施するイベント内容に応じた全ての業務運営を委託者と協議のうえ行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

(例)・ 運営マニュアル、次第、進行台本、タイムスケジュール、会場レイアウト等の作成

- ・ 司会進行役の配置及び司会原稿の作成
- ・ 映像、音響、照明システム等、開催に必要な設備の手配、会場設営に関する調整
- ・ 会場内外の案内看板・吊看板・立看板等の設営及び撤去
- ・ 出演者等と日程及び内容の調整、謝金・旅費の支払い等
- ・ 当日配付資料の準備等

#### ウ イベント当日の運営

- ・ 運営に関する責任者を配置し、進行管理、関係スタッフへの役割分担、指導、管理等を行い、イベントの運営に関する各種業務を円滑に遂行すること。
- ・ 会場受付やイベントの補助等、必要な人員を配置すること。
- ・ イベント参加者にアンケートを実施し、結果を集計すること。できるだけ多くのアンケートを収集できるよう工夫すること。また、アンケートの項目は、過去に実施した内容を踏まえながら、今後の県民の理解促進等の機運醸成に資する有効なものとなるよう工夫し、委託者と調整の上決定すること。

### (4) イベントの開催周知

#### ア 効果的な開催周知の実施

より多くの集客につながる効果的な広報を実施すること。(新聞広告、SNS広告等)

#### イ 開催案内チラシの製作、発送等

- ・ イベント開催案内チラシを作成すること。(5,000部・A4カラー・両面を想定。デザインやデータ制作等を含む。)
- ・ チラシの部数、仕様、納期等については、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。
- ・ 配布先については、受託者のネットワークも生かし、委託者と受託者で協議のうえ、発送に関する業務を実施すること。

## 5 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を円滑に進めるため、委託者と十分に打合せを行うこと。
- (2) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。
- (3) 本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与しないこと。
- (4) 本業務の遂行により生じた著作権は、発注者に帰属するものとする。また、第三者が権利を有する著作権を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に關しての費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- (5) 不測の事態のために事業の中止又は変更を検討せざるを得ない場合、委託者の判断に従うこと。その場合、事業の中止までに発生した経費又は変更後の事業に必要な経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (7) 委託料は事業完了後の精算払いとする。